

動物用医薬品

イベルメクチン製剤

# カイザード<sup>®</sup>液

## Kaiserd<sup>®</sup> Liquid

(リキッドオンタイプ)

カイザード液 は、イベルメクチンを有効成分とする経皮吸収型の製剤で、牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除に有効な製剤です。

### 〔 成 分 ・ 分 量 〕

本剤1mL中にイベルメクチン5mgを含有する。

### 〔 効 能 ・ 効 果 〕

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除。

内部寄生虫；オステルタグ胃虫、牛腸結節虫、クーベリア、毛様線虫、  
乳頭糞線虫及び牛肺虫

外部寄生虫；疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、シラミ及びノコシバエ

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）のマダニによる吸血の抑制

### 〔 用 法 ・ 用 量 〕

体重1kg当たりイベルメクチンとして500 $\mu$ g（本剤として0.1mL）を1回、牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐ。

### 〔 使 用 方 法 〕

5L容器の場合：

専用キャップに付け替え、計量ポンプを用いて投与する。

### 〔 使 用 上 の 注 意 〕

#### 【 一 般 的 注 意 】

- (1) 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は牛のみに投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。
- (4) 本剤は外用剤であるので、それ以外の投与方法（経口、筋肉内、皮下投与等）は行なわないこと。
- (5) 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。
- (6) 本剤は搾乳牛（食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう）及び分娩予定日前28日間の乳用牛には使用しないこと。
- (7) 本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。

#### 【使用者に対する注意】

- (1) 使用時にはゴム手袋を着用すること。
- (2) 本剤は皮膚から吸収されるので、誤って人の皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。

## 【対象動物に対する注意】

### 1 制限事項

- (1) 疥癬ダニによる痂皮あるいは病変部、皮膚病による病変部、汚泥・糞等の付着した皮膚には効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。
- (2) 被毛あるいは皮膚が濡れている場合は、効果が損なわれる場合があるので投与しないこと。
- (3) 投与後2時間以内に雨に曝される恐れがある場合は、効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。

### 2 適用上の注意

放牧中の牛に対してはマダニの発生状況に応じて本剤の定期的な投与が必要である。ただし、本剤の定期的投与を行う際の投与間隔は37日以上とすること。

## 【取扱い上の注意】

- (1) 本剤を氷点下に放置し濁りが生じた場合には室温に暖めて使用すること。
- (2) イベルメクチンは、土と容易に結合し不活性化されるが、遊離したイベルメクチンは魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は焼却すること。
- (3) 換気の良い場所あるいは屋外で使用すること。

## 【保管上の注意】

- (1) 本剤は小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- (2) 使用後は栓を固く閉めて保存すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、牛（搾乳牛を除く。）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。  
牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前37日間

貯 法：気密遮光保存

有効期間：36ヵ月（使用の期限は外装及びラベルに記載）

火気厳禁：第四類第三石油類，危険等級Ⅲ，イベルメクチン油剤

〔 包 装 〕

カイザード液 1L  
5L

製造販売元



Meiji Seika ファルマ株式会社  
東京都中央区京橋 2 - 4 - 16